

第6章 新型コロナウイルス・令和2年7月豪雨への対応

本章では、令和元～2年度（2019～2020年度）に本県農業に大きな影響を与えた新型コロナウイルス感染症と、令和2年（2020年）7月豪雨への対応について報告する。

第1節 新型コロナウイルスによる影響の最小化

第1 感染防止対策や風評被害への対応

国から発出された「新型コロナウイルス感染症の予防対策」及び「感染者が発生した時の対応及び事業継続に関する基本的なガイドライン」を、ホームページやメールマガジン等で農林漁業者へ周知した。（令和2年（2020年）3月13日通知）

（図 -1-(1)）

また、感染リスクを軽減しつつ必要な普及活動を実施するため、活動指針を策定。以降、状況等に応じて随時改定した。

さらに、農林水産物を介した感染を心配する県民の不安を解消するため、「一般的な衛生管理が実施されていれば、食品を介した感染を心配する必要はない。」ことをホームページ等で周知した。（令和2年（2020年）3月9日掲載）

図 -1-(1) 新型コロナウイルス感染症の予防対策

新型コロナウイルス対策に関する農林水産省対策本部	
新型コロナウイルス感染症の予防対策	
○ 食品を介して 新型コロナウイルス感染症に 感染したとされる事例は報告されていません。	
○ 新型コロナウイルス感染症の主要な感染経路は、飛沫感染と接触感染であると考えられています。	
○ 体調管理 や こまめな手洗い・手指の消毒 、 咳エチケット などを実施すれば心配する必要はありません。	
○ 一般的な衛生管理が実施されていれば、感染者が発生した施設等において 操業停止や食品廃棄などの対応は必要ありません。	
・お勧めする感染症予防対策	
○ 体温を測定し、記録すること	
○ 発熱などの症状がある場合は、所属長に連絡して自宅待機すること	
○ 不特定多数が集まる場所では、できる限りマスクを着用すること	
○ マスクを着用しない場合は、2メートルを目安に、距離を保つこと	
○ 屋内で作業する場合は、必要に応じて換気を行うこと	
※ マスクの入手が難しい状況ですが、政府としてその確保に全力で取り組んでいるところです。できる限りマスクを着用するよう努めてください。	
・感染者が発生した施設設備等の消毒方法	
○ アルコール消毒液 を浸したペーパータオル等で 拭きとり清掃 します。	
清掃箇所	頻繁に手指が触れる場所 (机、手すり、ドアノブ、電気のスイッチ、水道の蛇口など)
消毒用資材	アルコール(70%以上)・次亜塩素酸消毒液(0.05%)* で代用可 拭き取りに使う 使い捨てペーパータオル等
* 次亜塩素酸消毒液を扱う際には、手袋着用など十分に注意して行って下さい。	

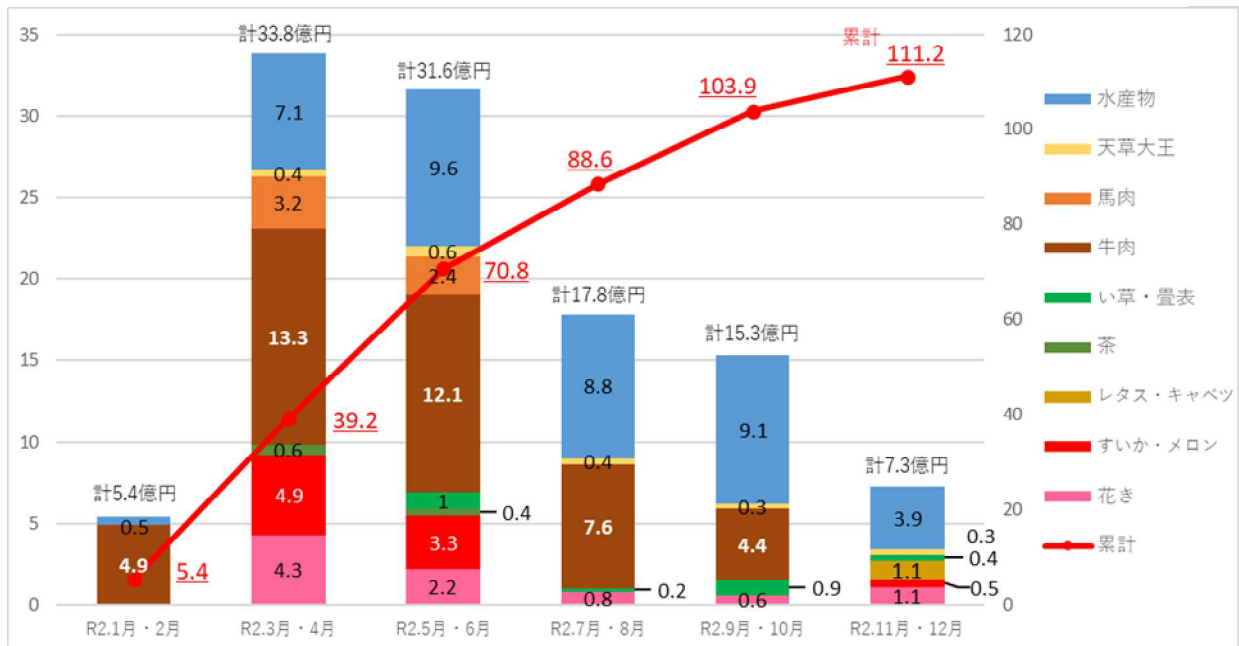
資料) 農林水産省、令和2年3月

第2 農林水産物への影響

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、外食・業務用需要の減少やイベントの中止・縮小による需要減少等、農林水産物へも大きな影響がみられた。そのため、令和2年（2020年）1月以降、農林水産団体や市場関係者への聞き取りにより、需要や価格の動向把握に努めた。

試算によると、令和2年（2020年）1月～12月の1年間で牛肉や水産物、花きを中心に111億円の影響が生じた。令和3年（2021年）1月以降も、水産物、花き、トマト、メロン等で影響が確認された。（図 -1-(2)）

図 -1-(2) 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う農林水産物への影響（単位：億円）



資料) 県農林水産部調べ

第3 農林漁業者への支援

1 金融支援

令和2年(2020年)3月に、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた農林漁業者が今後の経営に支障を来さないよう、当面の運転資金を保証料不要で5年間の無利子で借り入れできる県独自の支援制度「新型コロナウイルス対策緊急支援資金」を、国に先駆け創設した。

この支援制度については、県ホームページや新聞広告、県政ラジオで周知した。

2 各種補助金・交付金の活用・周知

国の経済対策として措置された「持続化給付金」、「経営継続補助金」、「高収益作物次期作支援交付金」等支援策と、県支援策をまとめた一覧を作成し、県ホームページに掲載する等、わかりやすい情報発信を行った。

(図 -1-(3))

また、市町村向けの支援として、感染拡大防止と地域経済や県民生活の会フックとのベストバランスを目指すため、新型コロナウイルス感染症対応総合交付金において、農林水産分野では計9事業をメニュー化した。

(表 -1-(1))

図 -1-(3) 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける農林漁業者の皆様への主な支援策
 一覧イメージ（県 HP 掲載）

●実施中の支援策

令和3年5月10日現在





目的	事業名・支援内容	支援対象等	問合せ先
経営の継続	【高収益作物次期作支援交付金】（国直接採択事業） 次期作に前向きに取り組む、高収益作物の生産者に対し種苗等の資材購入や機械レンタル等を支援 ※政府の用意するセーフティネットへの加入を検討する生産者を支援	支援対象：生産者 補助率： 上限5万円/10a※ 施設花き等：上限80万円/10a 施設果樹：上限25万円/10a ※ 中山間地域等では1割加算 事業実施主体：協議会等 第1～3次公募は募集終了。 第4次公募開始は令和3年5月を予定	九州農政局 生産部園芸特産課 ☎096-300-6253  農林水産省HP
	【緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金】（国直接採択事業） 2021年1月に発令された緊急事態宣言（国）に伴い影響を受けた農林漁業者への一時金	支給対象：緊急事態宣言（国）に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により影響を受け、本年1～3月のいずれかの月の売上が対前年（または前々年）比50%以上減少した農林漁業者 支給額：（個人）30万円以内（法人）60万円以内 申請期間：令和3年3月8日～5月31日	一時支援金事務局 相談窓口 ☎0120-211-240  一時支援金事務局HP
	【事業継続・再開支援一時金事業】 県事業 2021年1月に発令された緊急事態宣言（県独自）に伴い影響を受けた農林漁業者への一時金 注）国の一時支援金との重複受給は不可	支援対象：緊急事態宣言（県独自）に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により影響を受け、本年1、2月のいずれかの月の売上が対前年比（または前々年比）50%以上減少した農林漁業者 支給額：（個人）20万円以内（法人）40万円以内 申請期間：令和3年3月8日～5月31日	【県商工振興金融課】 熊本県一時金 コールセンター ☎096-387-1515  熊本県HP
	【中小企業等事業再構築促進事業】（国直接採択事業） ポストコロナ・ウィズコロナ時代の経済社会の変化に対応するための企業の思い切った事業再構築を支援	支援対象 ①通常枠：申請前の直近6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前と比較して10%以上減少している中小企業 ②特別枠：通常枠の要件に加え、緊急事態宣言の緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛等により影響を受けたことにより、令和3年1～3月のいずれかの月の売上高が対前年	事業再構築補助金事務局 コールセンター 0570-012-088 

表 -1-(1) 新型コロナウイルス感染症対応総合交付金メニュー一覧（令和3年3月時点）

事業名	事業概要
飲食店の地産地消の推進	地産地消協力店における県産食材を使用した新たなメニューの開発及び販売促進に要する経費
公共施設等への花き展示	新型コロナウイルス感染症拡大により需要が大幅に減少した花で、国補正事業を活用して公共施設に花を装飾して需要回復を図る取組みへの支援
公共的施設への木製塀の普及促進	新たな塀を設置する場合の県産材を利用した木製塀の設置を支援。
林業事業者の雇用維持・確保支援	就業機会が減少した林業者等の雇用の場の確保のため、里山林の整備や森林資源の活用等へ取り組む団体を支援。
地元農林水産物等の販売支援	新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた県産農林水産物等の売上回復のため、国の対象とならない農林水産物等を対象として、新たな販売ルート確保など販路拡大につながる取組みを支援
県産馬肉の学校給食提供支援	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた馬肉の需要拡大を図るため、市町村が独自に学校給食へ無償提供を行う取組みを支援。
県産畳表の利用促進	新型コロナウイルス感染症の影響により、畳工事が減少し消費が低迷。そこで、令和2年7月豪雨により被災した県民が復旧・再建する住宅等への畳設置の取組を支援。
くまもとの県産木材の利用促進	令和2年7月豪雨で被災したコミュニティ施設の復旧・再建のために県産木材御活用した取組みに対して支援を行う市町村を支援。
地域版高収益作物の次期作支援	感染症の影響により売上減少等の影響を受けた農作物の生産者に対し、次期作に向けた取組支援を行う市町村を支援。

第4 県産農林水産物の消費拡大、販売促進強化

需要の落ち込んだ農林水産物について、消費喚起・販売促進を実施した。

1 切れ目のない農林水産物の消費喚起

需要が減少した花き、茶、牛肉、水産物、牛乳等をはじめとした県産農林水産物の消費喚起のため、県政ラジオやテレビ等を活用した広報のほか、県や自衛隊職員を対象にした販売促進活動の充実を図った。（表 -1-(2)、(3)、図 -1-(4)）

表 -1-(2) メディアを活用した消費喚起（抜粋）

品目	時期	概要
花き	R2.3～12月 R2.4～R3.4月	テレビ番組におけるスタジオ装飾 テレビ、県政ラジオでの消費喚起
茶	R2.5～9月	テレビスポット、県政ラジオでの消費喚起
畜産物	R2.4～R3.1月	県政ラジオでの消費拡大キャンペーンの周知等
水産物	R2.3～R3.3月	テレビスポット、県政ラジオでの消費喚起

表 -1-(3) 県庁・自衛隊での販売促進活動実績

品目	金額（千円）
花き	1,793
牛乳・乳製品	1,435
牛肉	11,065
天草大王	1,929
馬肉	386
水産物	7,192



図 -1-(4) 公共施設等における花きの活用拡大支援の一環として実施した、県庁舎ロビー等への県産花アレンジの展示

2 消費拡大キャンペーンによる販売促進強化

県産農林水産物の消費拡大のため、ECサイトでのキャンペーンの実施や、県内外でフェアを開催した。

（図 -1-(5)、(6)）



図 -1-(5) 県外スーパーマーケットでのフェア開催



図 -1-(6) EC サイトでのキャンペーン（地産地消応援フェア）

3 畜産物への対応

県産牛肉・地鶏肉（天草大王）の学校給食への食材提供を支援した。

また、馬肉の冷凍保管に係る経費の一部助成等を通じ、計画的な出荷を支援した。

（表 -1-(4)、図 -1-(7)）

表 -1-(4) 学校給食への提供実績（R2）

品目	のべ食数	提供量
牛肉	516,769	22,750 kg
天草大王	375,093	12,265 kg



県産牛肉を使用した給食



小学生向け食育授業

図 -1-(7) 学校給食への食材提供

4 い草・畳表への対応

住宅建設における県産畳表の積極的な活用や農業団体による小学校での畳表張替えを支援した。（図 -1-(8)）



図 -1-(8) 住宅での県産畳表の活用

5 輸出への対応

オンラインを用いたバイヤーへの売り込みや現地販売員を用いた販売促進などにより、県産農林水産物の輸出を促進した。

(図 -1-(9))



図 -1-(9) 香港向けオンライン商談会(11月)

第5 その他

1 県発注工事等の一時中止措置等の実施

感染拡大防止のため、県が発注した工事又は業務の受注者に対して意向を確認し、申出がある場合には、一時中止措置を実施し、必要に応じ、請負代金額の変更や工期の延長を実施した。

2 人材不足に対応した多様な人材の育成・確保

現在、本県にいる技能実習生の在留資格変更等の手続きを周知するため、県独自で制度をわかりやすく説明したチラシを作成し、市町村や農業団体等へ提供した。(図 -1-(10))

また、入国できない技能実習生の代替人材として、他産業から農業従事者受け入れを支援する農業労働力確保緊急支援事業について、各JAや市町村を通じて生産者に広く周知した。

将来の農業生産を支える人材を育成するための研修用機器・設備の導入を支援した。

図 -1-(10) 技能実習生の在留資格変更等の手続きを周知するためのチラシ

技能実習生を受け入れている皆様へ

新型コロナウイルス感染症の影響により、実習期間を修了する技能実習生が母国に帰国できない場合や、国内に引き続き在留を希望する場合には、在留資格の変更手続きが必要になります。

技能実習生が帰国困難な場合

- ◆ 帰国までの間、農業で就労を希望する場合 → **特定活動 (6か月・就労可)** へ在留資格変更
- ◆ 帰国までの間、就労を希望しない場合 → **特定活動 (6か月・就労不可)** へ在留資格変更

※5月21日から在留資格・在留期間が「特定活動(6か月)」となります。

実習期間を修了する技能実習生が引き続き在留を希望する場合

- ◆ 農業現場での**就労**を希望する場合 → **特定技能1号** へ在留資格変更
※専門的に合格した技能実習生は、在留資格変更の際の試験は免除
 ※特定技能1号の在留期間は、4か月、6か月または1年以上(通算の年数で)
- ◆ 農業現場での**実習**を希望する場合 → **技能実習3号** へ在留資格変更
※技能実習生が専門的に合格していること、優良な実習施設及び監理団体であることが条件

※もし、在留資格の移行準備が整っていない場合 → **特定活動 (4か月・就労可)** へ在留資格変更
※これまでに同じ業種のところで同じ業種で就労することが条件
 ※準備が整い次第、「特定技能1号」へ在留資格変更

在留資格の変更手続きについては、技能実習生の意向を確認していただき、在留期間が満了する前に早めに監理団体へご相談ください。

申請手続きに必要な書類は、法務省の「新型コロナウイルス感染症の感染拡大等を受けた技能実習生の在留申請の取扱いについて」をご覧ください(検索窓で「法務省 技能実習生の在留申請」と入力し、表示されるホームページをクリック)

なお、「特定技能1号」についてのご相談は以下のところでもお受けしますので、お気軽にお問い合わせください。

(お問い合わせ先) JA熊本中央会 農政・農業支援センター
 Tel 096-328-1050 (担当: 宮本、本城)
 熊本県 農林水産部 農産園芸課
 Tel 096-333-2387 (担当: 宮村、本岡)

農業現場に多様な人材（外国人材、潜在的労働者、障がい者等）をマッチングする仕組みづくりを支援した。

（図 -1-(11)）



マッチング説明会



特定技能実習生

図 -1-(11) 農業現場への多様な人材のマッチング

3 食品製造・農産物供給等の設備整備への支援

輸入農畜産物から国産に切り替え、継続的・安定的な供給を図るために必要な施設の整備・改修等を支援した。

輸出先の新たな食ニーズに対応するために必要な施設の整備・改修、機器の導入等を支援した。（図 -1-(12)）

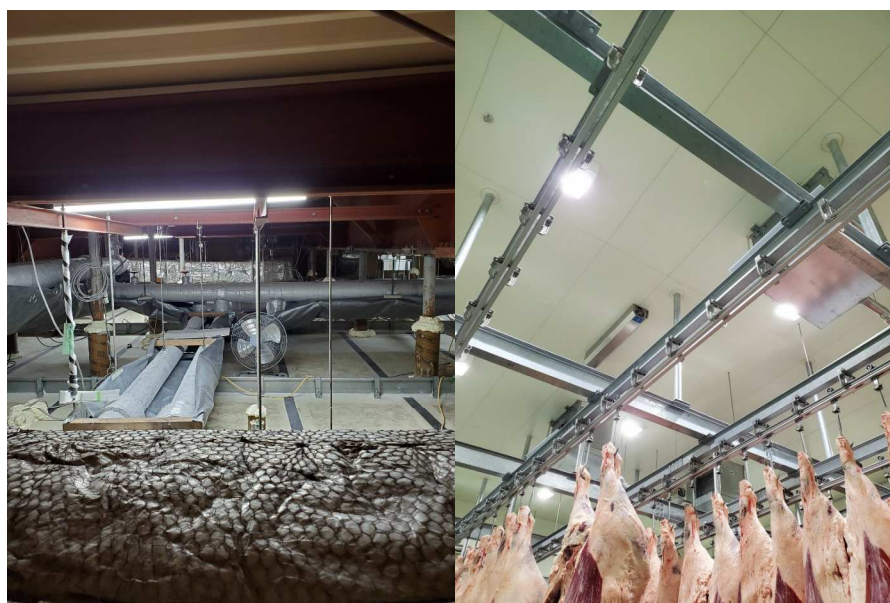


図 -1-(12) 枝肉保管庫天井裏結露対策工事

第2節 令和2年7月豪雨への対応

第1 令和2年7月豪雨による被害について

令和2年7月豪雨における農林水産関係被害額は約1,019億円となっている。農業関係では、土砂流入や浸水による水稲や葉たばこなど農作物の被害をはじめ、農業用機械、農舎・畜舎などの損壊が発生した。

また、田・畑における法面崩壊等が11,023か所、農道や水路などの農業用施設の被害が4,166か所確認された。

報告【確定】		令和2年(2020年)11月4日		
農林水産部				
「令和2年7月豪雨」による農林水産関係被害について【確定】				
◆令和2年7月豪雨による農林水産関係の被害額は、約1,019億円【確定】				
(1) 農業関係 ○農作物(葉たばこ、水稲等) 計 9,7億円 ○農舎施設(畜舎、鶏舎施設等) 計 861億円 ○農地・農業用施設等 計 405.9億円 (2) 農地関係 ○山崩壊・土砂災害等 計 504.9億円 ○浸水・水産物等 計 3.8億円				
1 農業関係被害状況				
部門	概要	被害箇所、被害額	備考(被害地域等)	
農作物関係	水稲	水田への土砂流入 4,937(箇所) 311,654(千円)	熊本、宮城、徳島、阿蘇、上野城、八代、芦北、球磨、天草	
	野菜	水干、干し、トマト等(冠水等による被害) 58.1(箇所) 150,459(千円)	宇城、玉名、鹿本、菊池、阿蘇、上野城、八代、芦北、球磨、天草	
	果樹	かんきつ類等(雨風損傷による果実への被害)・ブドウ等(果実の裂) 6.0(箇所) 23,172(千円)	宇城、玉名、鹿本、菊池、八代、芦北、球磨	
	雑穀・芋・豆	そば、かんしよ(冠水等による被害) 2.5(箇所) 1,332(千円)	菊池、球磨	
	工業作物	葉たばこ等(冠水等による被害) 180.7(箇所) 346,902(千円)	玉名、鹿本、芦北、球磨	
	花き	りんどう、モウ、トルコギンギョウ等(冠水等による被害) 1.47(箇所) 14,214(千円)	鹿本、阿蘇、八代、芦北、球磨	
	飼料作物	水田への土砂流入(WCS等) 43.5(箇所) 9,220(千円)	阿蘇、球磨	
	飼料	かんきつ類等(凍害等による飼料への被害) 5.1(箇所) 48,134(千円)	宮城、鹿本、阿蘇、八代、芦北、球磨	
	畜産	牛、家禽、豚等の死亡 33,577(頭羽) 57,086(千円)	熊本、宮城、鹿本、阿蘇、八代、芦北、球磨	
	在庫品	WCS等(ロール)の流出 5,618(千円)	阿蘇、球磨	
	農作物等被害額 計		968,337(千円)	
	農舎施設	農舎施設等	ハウスの(野菜、果樹)の損壊等 133(箇所) 188,157(千円)	熊本、宇城、玉名、鹿本、阿蘇、上野城、八代、芦北、球磨、天草
		農舎・畜舎等	農舎、畜舎等の損壊等 94(箇所) 578,039(千円)	熊本、宮城、鹿本、菊池、阿蘇、上野城、芦北、球磨
機械		農業用機械の損壊等 1,774(台) 3,465,046(千円)	熊本、玉名、鹿本、阿蘇、上野城、八代、芦北、球磨、天草	
その他		共同利用施設等 106(箇所) 5,378,204(千円)	玉名、鹿本、菊池、阿蘇、八代、芦北、球磨、天草	
農舎施設被害額 計		9,606,443(千円)		
農地等	田	土砂流入及び法面崩壊等 8,488(箇所) 15,863,916(千円)	県内全域	
	畑	土砂流入及び法面崩壊等 2,535(箇所) 4,527,789(千円)	県内全域	
	農業用施設	農道及び水路等の損壊 4,166(箇所) 20,018,123(千円)	県内全域	
	地すべり防止施設	斜面崩壊、排水路等の損壊 3(箇所) 140,000(千円)	玉名、芦北	
	生活関連施設	常備飲料用水施設の損壊 2,100(箇所) 40,551,929(千円)	八代、球磨	
農地等被害額 計		51,126,713(千円)		
農林水産関係被害額 合計		101,944,775(千円)		

図 -2-(1) 農林水産関係被害の概要

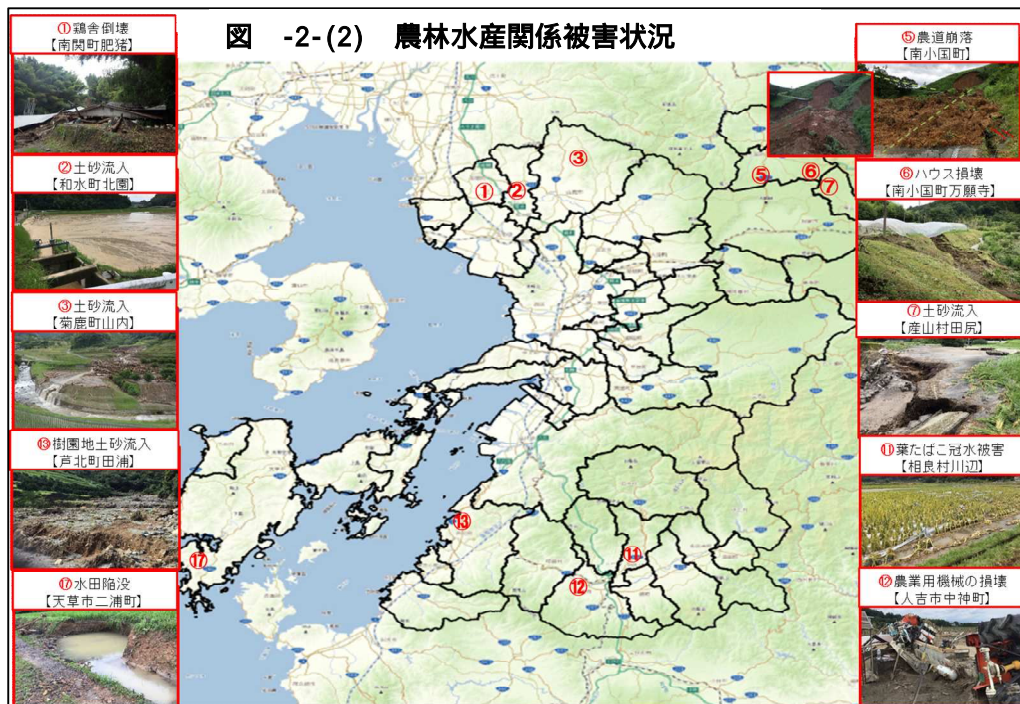


図 -2-(2) 農林水産関係被害状況

第2 発災初期における県の動き

農林水産部では発災直後から、部内災害対策会議を開催し、対応すべき事項や対策等について整理するとともに、市町村が行う被害調査を県の技術職員が代行するなど、被害情報の早期収集を実施した。

さらに、迅速な復旧・復興に必要な対策について取りまとめ、国への要望を行った。

1 被害状況の把握

甚大な被害が発生した市町村では、ライフラインの確保が最優先となり、農林水産関係の被害状況把握が困難になることが予想された。

そのため、市町村が行う被害調査を県の技術職員が代行し、被害状況を収集した。

その結果、発災から1週間後の7月11日に被害額（第1報）を公表した。

表 -2-(1) 発災直後の対応状況

月日	主な対応
7月4日(土)	▷第1回部内対策会議 ▷概況報告(～7/10)
7月7日(火)	▷第2回部内対策会議 ▷県の技術職員による被害調査の代行(8/31までに延べ313名を派遣)
7月11日(土)	▷被害額公表(第1報) 以降、被害額確定(11/4)まで随時更新。
7月13日(月)	▷国への緊急要望(第1弾)
7月18日(土)	▷農林水産省への要望 農林水産部として要望 ▷農林水産大臣と知事の意見交換(オンライン会議)
7月22日(水)	▷国への緊急要望(第2弾)
7月30日(木)	▷国から支援策の提示

2 国への要望

農林水産関係の被害状況を把握するとともに、農林水産漁業者や関係団体等が国・県に求める事項を取りまとめ、豪雨発災から9日後(7月13日)には、国への要望活動を開始した。

その後、7月30日に「令和2年7月豪雨による農林水産関係被害への支援対策について」が提示され、農林漁業者の経営再建など総合的な対策が講じられた。

表 -2-(2) 国へ要望事項と国の支援

<p>< 主な要望事項 ></p> <p>被災農林漁業者の経営再建に向けた支援 農地・農業用施設や森林・林業・木材産業の復旧・復興への支援 水産基盤の早期復旧及び水産業に対する支援</p> <p>< 主な国の支援策 ></p> <p>強い農業・担い手づくり総合支援交付金の国庫補助率の嵩上げ 災害復旧事業の早期実施と特別な財政措置 海域漂流物の速やかな回収に向けた予算措置 等</p>
--

第3 農業者への支援

農林漁業者の痛みを最小化し、災害に負けず経営継続できるように、農業機械・施設の復旧における補助率の嵩上げなど熊本地震と同様の支援策を確保した。

また、国や県の農林水産漁業者向け支援策を一覧化し、県庁HP等に掲載するとともに、農林水産関係団体に対して周知を行った。

1 金融支援

金融支援では、豪雨災害で被災し経営悪化又は施設被害を受けた農林漁業者に対し、収入減に伴う運転資金の資金繰り及び農林漁業生産施設等の復旧等に必要な資金の融通を円滑にするため、新たな金融支援制度（保証料不要、5年間無利子）を創設するとともに、既存の制度も5年間の無利子化を実施した。

2 農業者の営農支援

豪雨災害の発生を受け、被災した農作物の生産量や品質をできる限り確保するための対処法などをまとめた農作物技術対策を速やかに発出した。以後第3報までを発出するとともに、被災した農業機械の取扱い、農作物緊急管理情報と併せて6本の緊急情報を作成し、関係機関への通知と併せてホームページ掲載、メールマガジン発出による周知を図った。

併せて、土砂が流入したほ場の緊急土壌調査を実施した。また、災害発生10日後には被災された農家からの相談をワンストップで受ける「営農相談窓口」を各地域の農業普及・振興課に設置し、被災農家への支援体制を整備した。

表 -2-(3) 被災農林漁業者向け支援対策

種別	支援対象	支援内容	実施期間	実施状況
農林漁業者	被災農業者	農産物の生産・出荷・販売・運搬に係る経費の補助(被災農業者は10%、被災農業者以外の農業者は5%)	令和2年7月1日～	1
農林漁業者	被災農業者(1戸以上)	農産物の生産・出荷・販売・運搬に係る経費の補助(被災農業者は10%、被災農業者以外の農業者は5%)	令和2年7月1日～	2
農林漁業者	被災農業者	農産物の生産・出荷・販売・運搬に係る経費の補助(被災農業者は10%、被災農業者以外の農業者は5%)	令和2年7月1日～	1
農林漁業者	被災農業者(1戸以上)	農産物の生産・出荷・販売・運搬に係る経費の補助(被災農業者は10%、被災農業者以外の農業者は5%)	令和2年7月1日～	3
農林漁業者	被災農業者	農産物の生産・出荷・販売・運搬に係る経費の補助(被災農業者は10%、被災農業者以外の農業者は5%)	令和2年7月1日～	2
農林漁業者	被災農業者(1戸以上)	農産物の生産・出荷・販売・運搬に係る経費の補助(被災農業者は10%、被災農業者以外の農業者は5%)	令和2年7月1日～	3
農林漁業者	被災農業者(1戸以上)	農産物の生産・出荷・販売・運搬に係る経費の補助(被災農業者は10%、被災農業者以外の農業者は5%)	令和2年7月1日～	1
農林漁業者	被災農業者(1戸以上)	農産物の生産・出荷・販売・運搬に係る経費の補助(被災農業者は10%、被災農業者以外の農業者は5%)	令和2年7月1日～	5
農林漁業者	被災農業者	農産物の生産・出荷・販売・運搬に係る経費の補助(被災農業者は10%、被災農業者以外の農業者は5%)	令和2年7月1日～	1
農林漁業者	被災農業者	農産物の生産・出荷・販売・運搬に係る経費の補助(被災農業者は10%、被災農業者以外の農業者は5%)	令和2年7月1日～	1
農林漁業者	被災農業者	農産物の生産・出荷・販売・運搬に係る経費の補助(被災農業者は10%、被災農業者以外の農業者は5%)	令和2年7月1日～	1
農林漁業者	被災農業者	農産物の生産・出荷・販売・運搬に係る経費の補助(被災農業者は10%、被災農業者以外の農業者は5%)	令和2年7月1日～	10
農林漁業者	被災農業者	農産物の生産・出荷・販売・運搬に係る経費の補助(被災農業者は10%、被災農業者以外の農業者は5%)	令和2年7月1日～	11

表 -2-(4) 令和2年7月豪雨被害対策資金

名称	令和2年7月豪雨被害対策資金					
	創設		既存資金への上乗せ			
	緊急支援資金	農林漁業モビリティ資金	農林漁業施設資金	農林漁業認定資金	農産近代化資金	農産近代化資金
資金使途	運転資金			施設復旧資金		
対象者	又は、の要件を満たす者 運転資金: 本年度より前年と比較し、農林漁業収入が10パーセント以上減少することが見込まれること 施設復旧資金: 本年度より当該施設等の農林漁業生産に欠陥発生程度の被害を受けていること 農林漁業者					
融資種別	6億円 (農業者: 4億円) (漁業者: 2億円)	4億円 (農業者: 3億円) (漁業者: 1億円)	1.7億円 (農業者: 0.5億円) (漁業者: 0.4億円)	農業者0.5億円	農業者1億円	農業者0.2億円
貸付限度額	1,000万円	1,200万円	1,200万円	個人300万円 法人100万円	個人300万円 法人200万円	100万～1,000万円 (貸付対象施設別)
基本金利	1.60%	-	-	-	1.60%	1.00～1.60%
返済利率	1.60%	0.16%	0.16～0.30%	0.16～0.30%	0.16～0.25%	0.30%
償還期間	県・市町村: 全額無利子 = 5.1年		県・市町村: 1.1年		県・市町村: 全額無利子 = 5.1年	
償還期間(設置)	10年以内(3年以内)		10年以内(3年以内)		10年以内(3年以内)	
保証機関	県・市町村		日本政策金融公庫		農協	
保証料	無償(全額無利子) 県・市町村: 1.1		無償(全額無利子) 県・市町村: 1.1		無償(全額無利子) 県・市町村: 1.1	

図 -2-(3) 豪雨後の農作物管理緊急情報

豪雨後の農作物管理緊急情報 令和2年7月17日

7月4からの豪雨による被害は、農作物にも大きな影響を及ぼしています。この状況の中で、現在残されている農作物の生産量や品質をできる限り確保するために、緊急対応が必要な農作物の被害状況や対処法について、お知らせいたします。

今後注意すべき点

- 農作物の生育状況を確認し、必要に応じて水やりや追肥を行います。
- 農作物の生育状況を確認し、必要に応じて水やりや追肥を行います。

栽培管理の留意点

- 農作物の生育状況を確認し、必要に応じて水やりや追肥を行います。
- 農作物の生育状況を確認し、必要に応じて水やりや追肥を行います。

農作物の被害状況

- 農作物の生育状況を確認し、必要に応じて水やりや追肥を行います。
- 農作物の生育状況を確認し、必要に応じて水やりや追肥を行います。

お問い合わせ先：熊本県農林水産部生産経営課農産部(農産部支援センター) 電話: 096-323-2323 (直通)

3 農業機械・施設等の復旧

豪雨による河川の氾濫等により、農業用機械・施設の水没・流失、土砂流入や共同利用施設の一部損壊が発生した。

また、JA等が所有する事務所や共同利用施設等にも被害が発生したため、県では被害状況を取りまとめるとともに、被災した農業用機械・施設の復旧を支援するため、国庫事業を活用した災害復旧事業を予算化した。また、被害の大きい市町村には受付事務などの人的支援にも取り組んだ。



図 -2-(4) 水没した農業機械（人吉市）



図 -2-(5) 土砂流入したビニールハウス（芦北町）

4 畜産業者の復旧支援

発災直後には、家畜の化製場である（株）熊本蛋白ミール公社に対して、死亡家畜等の緊急的な受け入れを要請するとともに、畜産業者に対して速やかな死亡家畜の適正処理や被災畜舎の消毒作業等への支援策を講じた。

また、家畜の再導入支援について、国の事業では対象とならない畜種を対象とする事業を県が創設したことで、誰一人取り残すことのない支援策を措置した。

さらに、飼料・家畜等の運搬車が交通規制時にも速やかに九州自動車道を通行できるよう緊急車両証明書の発行を行うとともに、河川の氾濫等により流出した粗飼料について、緊急マッチングや国の事業を活用した代替粗飼料の確保を支援した。



図 -2-(6) 鶏舎倒壊（南関町）



図 -2-(7) 水田に流出したロール（あさぎり町）

5 団体及び食肉処理施設等の再建支援

球磨川の越水により、全国開拓農業協同組合連合会が開設し、ゼンカイミート（株）が運営する「人吉食肉センター（と畜場・食肉加工場）」が全て水没し、使用不能となった。

発災直後には、（株）熊本蛋白ミール会社に対して、被災枝肉及び部分肉の処分受け入れを要請するとともに、速やかな廃棄処分への支援策を措置した。

また、経営再建のため関係機関と連携の上、休業期間中の雇用受け入れ先の調整等継続した支援を行っており、現在、被災した施設について、再建を進めている。



図 -2-(8) 人吉食肉センターの浸水状況【外観】（錦町）

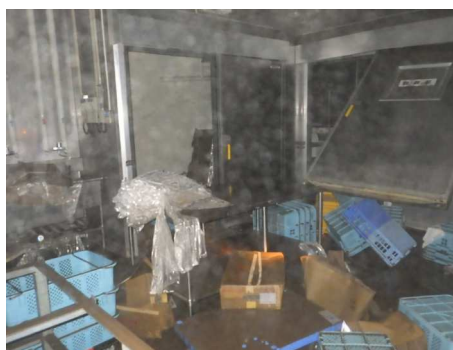


図 -2-(9) 人吉食肉センターの浸水状況【施設内】（錦町）

第4 農地・農業用施設の復旧等

1 市町村支援

農地・農業用施設の被害は、農地11,023か所、農業用施設4,166か所、地すべり防止施設関連3か所、生活関連施設3か所となっており、被害額は405.5億円となっている。

特に被害が甚大な市町村については、市町村職員に代わり、被災直後から国、県、関係団体の技術職員が積極的に現地に入り、調査を行うなどの支援を実施した。

また、芦北、球磨地域振興局に農業土木職員を配置し、災害復旧に向けた総合調整や関係資料作成等の実務面での技術支援を実施した。



図 -2-(10) 球磨村渡地区（土砂流入）



図 -2-(11) 小国町小国西部地区（農道崩壊）

さらに被災規模が大きく、復旧に高度な技術等を要する地区（芦北町鶴木山地区等）については、県が市町村に代わり、復旧を実施することとした。

加えて、現地調査を省力化した「熊本型簡素化査定」を導入し、市町村業務を省力化するとともに、査定の年内完了が実現できた。

2 防災重点農業用ため池等の緊急点検及び緊急対応

防災重点農業用ため池や地すべり区域について、被災直後に緊急点検を行うとともに、被災が確認された場所に対しては、必要に応じて、シート被覆や土のう設置、ため池の低水管理等の緊急対応を行った。

被災したため池や地すべり区域については、経過観測を行うとともに、災害査定や緊急工事の実施に向けた調査・測量・設計等に着手した。

地すべり区域の小田浦地区については、災害関連緊急地すべり防止事業で対応した。



図 -2-(12) 芦北町兼丸迫ため池（緊急対策）

第5 被災した農産物直売所等の販売支援

1 仮設店舗や移動販売等による販売支援

被災26市町村にある直売所に対して、直売所等の売上減少の影響に伴う緊急対策として「被災直売所農産物販路確保緊急支援事業」を創設し、仮設店舗や移動販売等に必要な経費の補助を実施した。

また、被災直売所等を含む県内の地産地消協力店において「くまもと地産地消応援フェア」を実施し、県産農林水産物のPRや販売促進を行った。



図 -2-(14) くまもと地産地消応援フェア



図 -2-(13) 被災直売所復興応援キャンペーン

2 インターネット通販を活用した販売支援

県内の農林水産直売所やくまもと県南フードバレー推進協議会（以下、FV協議会）の会員に対して、被害状況や今後の販売について電話等による聞き取りを実施した。

被災した直売所等へは、売上減少の緊急対策として通販サイトを活用した農産物・加工品の販売を支援した。

また、FV協議会でも独自の通販サイトにて、復旧・復興支援のため、「食べて応援！くまもと県南豪雨復興支援キャンペーン」を行い、商品の販売促進を図った。



図 -2-(15) くまもと県南豪雨復興支援キャンペーンHP